

令和8年10月～

# 普通ごみは有料指定ごみ袋で 出すことになります。



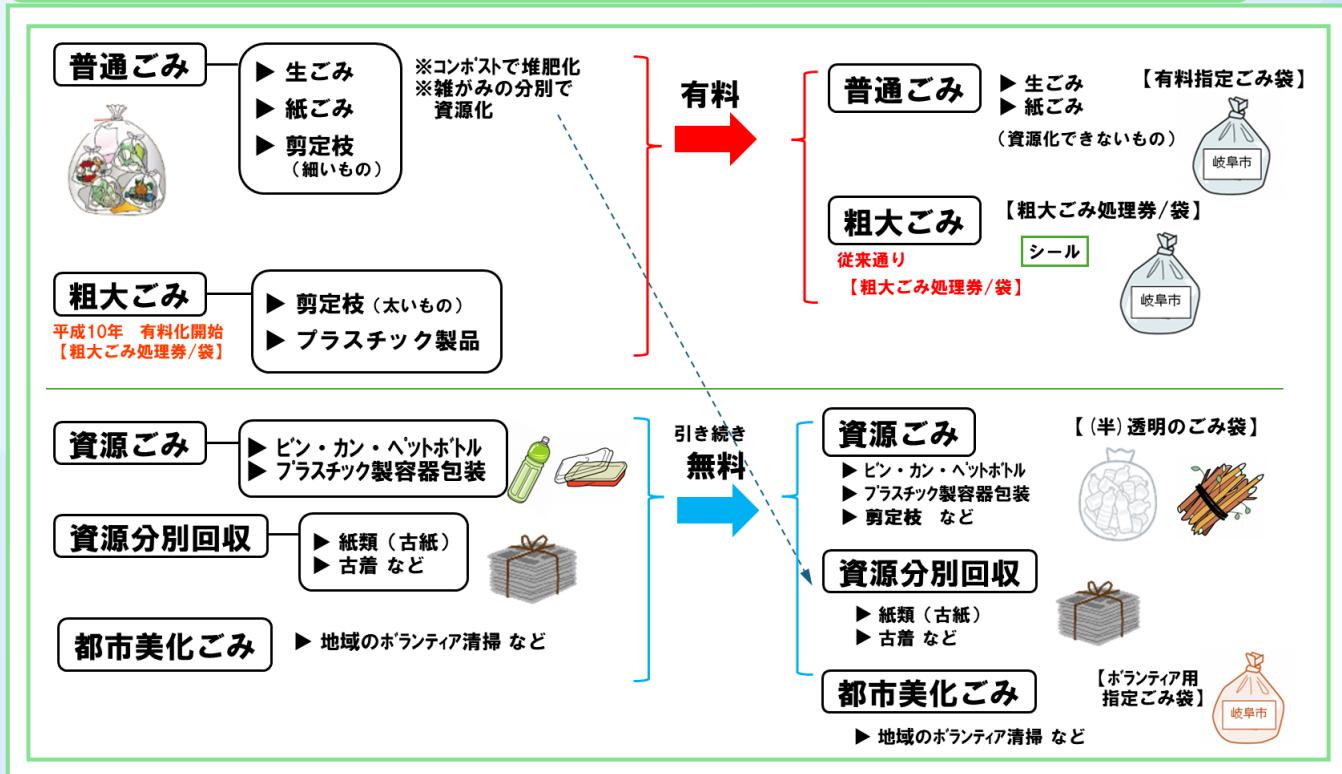
- 将来世代の負担を勘案し、さらなるごみ減量・資源化を推進すること
- 地域のごみ処理の負担を軽減するため、地域コミュニティへの支援が必要であること
- 岐阜羽島衛生施設組合の構成市町と一体となってごみ減量・資源化を推進すること

本市のごみ処理の現状・地域課題等を総合的に勘案し、

令和8年10月1日から、ごみ処理有料化制度を実施します。

有料化の対象は、  
**「家庭系普通ごみ」と「事業系普通ごみ」**です。

## 家庭から出るごみ（普通ごみ有料化のイメージ）



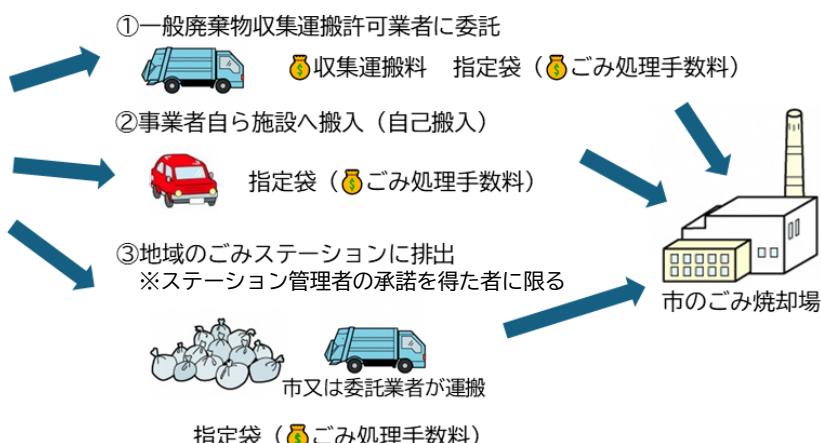
- 令和8年10月1日以降、普通ごみは、『家庭系有料指定ごみ袋』でごみステーションに  
出してください。
- 粗大ごみの出し方、手数料額は、従来どおりです。
- 資源ごみ（ビン・カン・ペットボトル、プラ製容器包装など）の出し方は、従来どおりです。  
『無色透明または乳白色で半透明のごみ袋』で、ごみステーションに出してください。
- 剪定枝は、『紐等で束にするか、袋に入れて』、粗大ごみ自己搬入施設に搬入した場合、  
無料で回収します。
- 都市美化ごみの処理は、無料です。市が個別に回収するか、少量の場合、市が無料で  
配布する「ボランティア用指定ごみ袋」で、ごみステーションに出してください。

# ごみ処理手数料の額（有料指定ごみ袋の価格）

有料指定ごみ袋の容量	家庭系			事業系
	大 (45L)	中 (30L)	小 (15L)	45L
ごみ袋1枚あたりの手数料【税込み】	50円	33円	16円	50円
販売額(1袋10枚入り)【税込み】	500円	330円	160円	500円

令和8年8月頃から、指定ごみ袋取扱店（今後募集）にて、1袋（10枚入り）単位で、販売予定です。

## 事業系普通ごみの排出方法



令和8年10月1日からは、『事業系有料指定ごみ袋』に入れて、①～③の方法で排出してください。

## 併用施策 有料化に合わせ、次のような施策も進めています。

区分	併用施策	内 容
ごみの減量・資源化	家庭系剪定枝の資源化	・家庭系剪定枝（家庭で庭木を剪定した枝や葉）を資源物として回収し、資源化
	プラスチック製品の再商品化（R10年度末までに実施）	・プラスチック製容器包装以外のプラスチック製品の一部（スプーン、歯ブラシなど）を回収し、再商品化
	その他の資源化手法の調査研究	・使用済み紙おむつの資源化 ・落ち葉や刈り草、草花の資源化 など
地域のごみ処理支援	ごみステーション維持管理に対する自治会への協力費	・カラス対策用ネットの購入や管理当番への謝礼、有料指定ごみ袋の購入など、自治会の裁量で広い用途に利用できる協力金を交付
	高齢者等へのごみ出し支援	・ごみをステーションへ持ち出すことが困難な高齢者等を支援

お問い合わせ先  
岐阜市役所  
環境部環境政策課  
電話 058-214-2175  
環境部環境事業課  
電話 058-214-2831

ご理解・ご協力をお願いいたします

